

8 文科教第 8 6 7 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第 4 次学校安全の推進に関する計画の策定について

令和 8 年 8 月 2 1 日

文 部 科 学 大 臣 松 本 洋 平

(理由)

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

子供が心身ともに健やかに育つことは、全ての人々の願いです。子供の育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子供や保護者その他全ての人々が安全な生活を送ることができるような社会を築いていくため、必要な取組を進めていかなければなりません。

学校は、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと学び、自己実現に向かうために、安全で安心な環境であり続けることが必要です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、その生涯にわたり、安全な生活を送るための基礎的な素養を身に付けていくことが求められます。

さらに、学校における家庭や地域、関係機関との連携・協働による安全に係る取組は、持続的な安全文化の構築につながる教育活動であり、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つです。

こうした理念を踏まえ、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校保健安全法において「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画を策定」することが規定されています。

これに基づいて、平成24年4月に「学校安全の推進に関する計画」が、平成29年3月に「第2次学校安全の推進に関する計画」、令和4年3月に「第3次学校安全の推進に関する計画」が、閣議決定されています。

現行の「第3次学校安全の推進に関する計画」は、令和4年度から令和8年度までの5年間にわたり、国と地方公共団体が相互に連携を図り、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするための重要な指針として策定されたものです。

現行計画に基づく取組の結果、先進的な取組が進められた地域や学校がある一方、いまだ十分とは言えない地域や学校も見られます。また、現行計画策定以降、安全に関する新たな課題も生じており、策定から5年が経過するに当たり、これまでの状況を踏まえた計画の見直しが必要です。

以上のことを踏まえつつ、学校安全の推進に関する計画の改訂に向けては、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

第一に、現行計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、計画策定後の社会の状況の変化等に基づき、今後改善すべき点や新たに追加すべき点について御検討をお願いします。

能登半島地震や同年の豪雨、熊本地震などの大規模災害では、学校施設に被害が生じています。さらに、教職員も被災する中で、学校の早期再開が課題となるなど、大規模災害時における被災地でのすみやかな学びの確保支援に向けた全国的な体制整備が求められています。

また、甚大な被害をもたらした東日本大震災の記憶を語り継ぎ、その経験を生かすとともに、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、近年の激甚化・頻発化している豪雨などの自然災害に対応できるよう、児童生徒等の命を守るための対策や、地域と連携した実践的な防災教育の充実が喫緊の課題です。

さらに、近年は猛暑日が増加する中で、熱中症のリスクの増加が懸念されていることから、児童生徒等の安全を確保した教育活動や、災害時には避難所にもなる学校の体育館等の空調整備などが求められています。

このほか、学校への不審者侵入事件や児童生徒等が登下校中に事件・事故に巻き込まれる事案も引き続き発生しています。また、クマ等の鳥獣による被害の恐れも懸念されています。少子高齢化等の地域社会の実情を踏まえつつ、スクールガード・リーダーの配置推進など通学時をはじめ学校内外における事件・事故防止等の安全確保策の検討や、近年の道路交通法の改正等を踏まえた自転車等に関する交通安全教育の充実などについて、コミュニティ・スクールの仕組みの活用等を通じて、家庭や地域、関係機関と連携した対策を着実に実行することが求められています。

加えて、SNSに起因する犯罪被害や、性被害・性暴力への対策、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案や学校におけるサイバーセキュリティ対策など、現代的な課題への対応も必要とされています。

特に、性犯罪・性暴力対策については、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」が全国の学校で実施されることが求められています。

さらに、校務DXや先端技術の活用が進められており、こうした動きも踏まえ、学校の働き方改革にも配慮した効果的・効率的な安全教育と安全管理の在り方を検討することも必要です。

第二に、安全教育について、教育活動全体を通じた取組の推進と全国的な質の向上に向けた方策について、御検討をお願いします。

安全教育においては、いかなる状況下でも児童生徒等が自らの生命を守り抜くために主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを視点として、災害安全、防犯を含めた生活安全、交通安全の三領域や現代的な課題への対応を含めた安全教育を、教育活動全体を通じて効果的に行うことが求められるとともに、安

全に関する資質・能力の評価や取組の改善方策等が引き続き課題となっています。

また、地域や学校における取組に依然として差が見られることも引き続き課題となっています。安全教育に関する先進的な取組を検証し、指導方法の工夫を普及するための方策とともに、指導時間の確保や全国的な取組の質の向上を図るため、教育活動全体を通じた取組の推進にとって重要となる学校安全計画の位置付けやその内容の在り方についても検討していくことが必要です。加えて、より実践的な教育内容の充実のために必要となる学校と関係機関の連携強化を図っていくことが求められます。

さらに、現在、令和6年12月25日の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問を受け、次期学習指導要領等に向けた審議が中央教育審議会において進められております。その中では、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや社会に開かれた教育課程を持続可能な形で実現できるよう、コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化することについても検討がなされており、こうした議論を踏まえた安全教育の在り方についての検討が必要となっています。

こうした動きを踏まえながら、国、地方公共団体、学校設置者や地域がそれぞれの立場から取り組むべき施策・連携の在り方について御検討をお願いします。

第三に、安全教育や安全管理を適切に行うために必要となる組織体制の整備や、初任者・中堅・管理職等の各段階における教員研修の在り方を含む教職員の資質能力の向上方策について御検討をお願いします。

学校における安全は学校教育の大前提であり、また事件・事故、火災、自然災害は学校教育のあらゆる場面で発生し得ることを念頭に、過去に発生した痛ましい事件・事故の教訓を踏まえながら、児童生徒等の安全を着実に守るために、校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動（移動を含む。）において、現場における学校安全の確保を徹底し、実効的で持続的なものとするのが不可欠です。そのためには、各学校における実効性のある危機管理マニュアルの整備・運用、学校安全の中核を担う教職員の配置など学校における組織体制の整備、コミュニティ・スクールの仕組みの活用やセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の取組の充実などを通じた、学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携の充実が必要とされています。

また、自然災害や火災、事件・事故が発生した際に、児童生徒等の命を守るためには、全ての教職員が協力し合って的確に対応しなければなりません。加えて、児童生徒等に対する安全教育の充実を図るためには、教職員自身が自然災害等の安全に関する知見等、指導すべき内容を明確に把握しておくことが重要です。

この点、令和元年度から、教職課程において学校安全について必ず修得することとされていますが、特に事故や災害時において必要となるAEDを用いた一次救命処置などに関する実習の充実が課題となっています。

さらに、現在、令和6年12月25日の「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問を受け、教員養成の在り方等に関する審議が中央教育審議会において進められており、その中では、共通的に履修すべき内容等の検討がされています。

こうした議論を踏まえ、教員養成段階のみならず、初任者・中堅・管理職等の各段階における教員研修の在り方を含め、教職員の資質能力の向上方策についての検討が必要となっています。

そのほか、前述の現在審議されている次期学習指導要領等に向けた改訂の議論も踏まえながら、実効的・持続的に学校安全の取組の質を確保するための組織体制の充実及び教職員の資質能力の向上方策について御検討をお願いします。

このほか、今後の学校安全の推進を図る上で必要な取組について御検討をお願いします。

以上の点を中心に、今後の学校安全の推進施策について、基本的方針及び諸方策の御審議をお願いします。